

○いわき市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

平成24年12月27日いわき市規則第55号

改正

平成25年3月29日いわき市規則第12号

平成26年3月26日いわき市規則第4号

平成30年3月30日いわき市規則第16号

令和3年3月30日いわき市規則第17号

令和6年3月27日いわき市規則第23号

いわき市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(従業者の配置の基準)

第2条 生活介護を行う場合の指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、次に掲げる数を合計した数以上とすること。

(ア) 次の(i)から(iii)までに掲げる平均障害支援区分（市長が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下この(ア)において同じ。）の区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに掲げる数とすること。

(i) 平均障害支援区分が4未満 利用者（市長が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。）の数を6で除して得た数

(ii) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

(iii) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(イ) (ア) (i) の市長が定める者である利用者の数を10で除して得た数

イ 看護職員の数、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うときは、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第2号及び第26項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものとする。

3 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難なときは、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 自立訓練（機能訓練）を行う場合の指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 看護職員数は、1以上とすること。

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士数は、1以上とすること。

エ 生活支援員数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1 以上

イ 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

7 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供するときは、前項に規定する員数の従業者のほか、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上置くものとする。

8 第 6 項第 1 号の看護職員のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。

9 第 6 項第 1 号の生活支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。

10 第 6 項第 2 号のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。

11 自立訓練（生活訓練）を行う場合の指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

（1）生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除して得た数以上

（2）サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1 以上

イ 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

12 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、前項第 1 号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ 1 以上とする。

13 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行うときは、第11項及び前項に規定する員数の従業者のほか、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上置くものとする。

14 第11項第 1 号又は第12項の生活支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。

15 第11項第 2 号のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。

16 就労移行支援を行う場合の指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(3) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

17 前項の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

18 第16項第1号又は前項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

19 第16項第3号又は第17項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

20 就労継続支援B型を行う場合の指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

21 前項第1号の職業指導員及び生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

22 第20項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

23 施設入所支援を行う場合の指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は市長が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

24 前項第1号及び第26項の施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

25 第1項、第6項、第11項、第16項、第17項、第20項及び第23項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。

26 第1項及び第3項から第23項までに規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の

提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

第3条 削除

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の配置の基準)

第4条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるときは、第2条第4項、第8項、第9項、第14項、第18項（同条第17項第1号に係る部分を除く。）及び第21項の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第2条第1項第3号、第5項、第6項第2号、第10項、第11項第2号、第15項、第16項第3号、第17項第2号、第19項、第20項第2号及び第22項の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち市長が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(設備の基準)

第5条 指定障害者支援施設は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準

ア 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室 次に掲げる基準

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂 次に掲げる基準

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 洗面所及び便所 次に掲げる基準

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(7) 廊下 次に掲げる基準

ア 幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

2 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するもののほか、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（利用者負担額等の受領）

第6条 条例第21条第3項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 生活介護を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う

場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

（３）施設入所支援を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給されたときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われたときは、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ 市長が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

（モニタリング）

第7条 条例第25条第10項の規定によるモニタリングは、次に掲げるところにより行うものとする。

（１）定期的に利用者に面接すること。

（２）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

（サービス管理責任者の業務）

第8条 条例第26条第1項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第9条 条例第41条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 利用者が退所したときは、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(市町村に通知する場合)

第10条 条例第42条の規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(整備等をすべき記録)

第11条 条例第59条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第19条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録
- (2) 条例第25条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (3) 条例第42条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第51条第2項の規定による身体拘束等の記録
- (5) 条例第55条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第57条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成18年10月1日において現に存する法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）又は旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通所療育施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通所療育施設」という。）が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条第1項の規定を適用する場合においては、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。
- 3 平成18年10月1日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）（整備省令による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）附則第3条の適用を受けているものに限る。）若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の旧身体障害者更生施設等指定基準第2条第3号イに掲げる指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、指定知的障害者更生施設又は指定知的障害者通所療育施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条第1項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 4 平成18年10月1日において現に存する指定特定身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設等指定基準附則第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設若しくは

は指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条第1項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

- 5 平成24年4月1日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第5条第1項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築されること等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。
- 6 平成18年10月1日において現に存する指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定知的障害者通勤寮が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条第1項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 7 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第5条第1項第2号キの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築されること等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。
- 8 平成18年10月1日において現に存する指定知的障害者更生施設が施設障害福祉サービスを提供する場合における当該指定知的障害者更生施設の建物について、第5条第1項の規定を適用する場合においては、同項第7号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 9 平成18年10月1日において現に存する指定知的障害者通勤寮が施設障害福祉サービスを提供する場合における当該指定知的障害者通勤寮の建物については、第5条第1項第7号の規定は、当分の間、適用しない。
- 10 平成18年10月1日において現に存する指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第1項第7号イの規定は、当分の間、適用しない。
- 11 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第5条第1項第7号の規定は適用しない。ただし、指定

障害者支援施設となった後に増築され、又は改築されること等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

附 則（平成25年 3 月29日いわき市規則第12号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成26年 3 月26日いわき市規則第 4 号抄）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整を行って引き続き使用することができる。

附 則（平成30年 3 月30日いわき市規則第16号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日いわき市規則第17号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月27日いわき市規則第23号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（後略）